

令和元年度環境モニタリング技術研修（水質コース） 実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

地方における環境モニタリングの現状は、測定機器整備予算の縮小や熟練担当者の定年退職等によるモニタリング業務の民間委託拡大に伴い、適正なモニタリング水準の維持がますます求められる状況となっている。このようなことから、本研修においては、国及び地方公共団体等において水質中の汚染物質等の常時環境監視業務を担当している行政職員が、業務実施に必要な基礎知識や、精度管理、委託仕様書作成等にかかる専門的知識を演習等を通して習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

- (1) 期 間： 令和元年8月27日（火）～8月29日（木）（3日間）
※期間中は受講者全員合宿制となります。
- (2) 場 所： 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766
FAX 04-2994-9306

3. 教科内容 別添のとおり

4. 研修予定人数 20名

5. 受講資格

次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- (1) 国及び地方公共団体等において水質中の汚染物質等の常時監視業務を担当している行政職員（研究職は含まない）
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦の有無

研修生を推薦する場合は、別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、令和元年7月29日（月）までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。なお、受講の状態については、研修終了後、所属長に通知する。

9. 経 費

次の経費は所属長の負担とする。

- (1) 往復に必要な旅費：ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。
- (2) 滞在費：ただし、国家公務員（独立行政法人の職員を除く。）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

*次の情報を環境調査研修所ホームページ(URL <http://neti.env.go.jp>)に掲載していますのでご参照下さい。

◎「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しています。）

◎「実施要綱」・「略歴書」様式

教科目

時間

1. <u>水環境モニタリングの現状と今後の展望</u>	1.25
水環境モニタリングの意義やその重要性、現在の施策状況と今後の課題や展望について理解を深める。	
2. <u>水質環境モニタリングの基礎知識</u>	4.0
水質環境モニタリング業務の実施において必要とされる用語や法令根拠、環境基準の内容、業務を実施するに当たっての留意すべきポイントについての理解を深める。	
3. <u>公共用水域水質監視業務の現地における留意点</u>	2.0
水質監視業務の現場における具体的な作業方法と機器の取扱や留意点、また得られたデータの確認などについて理解を深める。	
4. <u>水質分析方法と研修所施設見学</u>	1.5
主な水質分析方法に関する原理と使用する装置について理解を深める。	
5. <u>公共用水域水質監視業務の精度管理等</u>	2.0
水質監視業務で得られる測定結果の精度管理手法とデータの読み方等における留意点について理解を深める。	
6. <u>委託管理の実務</u>	5.25
水質監視業務を外部調査機関に委託する場合に測定結果の信頼性を確保するために講ずべき内容（仕様書の作成方法や委託期間内の管理等）について理解を深める。	
7. <u>外注業者の精度管理体制と社内教育の現状</u>	1.0
環境モニタリング業務の発注相手である民間事業者の現状及び業務の進め方について理解を深める。	
8. <u>その他（開講式、閉講式、オリエンテーション）</u>	1.0

合計 18時間

注) 都合により一部変更になることがあります。

- * 開講式は10時00分から行います。9時30分までに入所して下さい。
- * 研修最終日は昼食の用意はございません。
- * 閉講式は15時45分に終了する予定です。
- * 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式を欠席することは認めません。